



発行所 ☎730-0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 発行人 高見誠一
 TEL(082)228-8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 3月号

平成30年度

建設業年度末労働災害防止強調月間

期間 / 平成31年3月1日～3月31日

労働災害防止活動を実施しています!!

本年度の「建設業年度末労働災害防止強調月間」には、当支部各分会において2月、3月にかけて強調月間パトロールが積極的に展開されており。このうち、広島分会では、3月4日に特別安全パトロールが実施され、当日は東区、西区、南区・安芸地区、中区、東広島の合計5つの地区で高層ホテル新築工事2現場、大型倉庫新築工事、19階建てマンション新築工事、工場棟新築工事などの工事現場を分会役員、安全指導者、地区委員、広島中央労働基準監督署長他職員、建設防広島県支部駐在の安全管理士も加えて総勢40名でパトロールを実施しました。

各現場とも、安全管理は徹底されていましたが、昨年は墜落・転落災害や車両系建設機械の死亡災害が多発していること、機械設備等に「激突される」災害や「挟まれ・巻き込まれる」災害が前年に比べ2倍に激増していることが災害全体の増加要因になっていることから、今回のパトロールでは、足場と躯体との開口部対策、足場の組立て及び変更完了時点検・作業開始前点検の実施状況、点検実務者研修修了者の有無、フルハーネス型安全帯使用状況及び使用作業特別教育の実施状況、車両系建設機械の接触防止対策、用途外使用禁止の措置状況、運転合図の実施状況、隣接作業・上下作業間の連絡調整、挨拶声かけ運動による現場作業員間のコミュニケーション、建設業フィンガー・チェック運動の推進等について、熱心にパトロールを行い、気が付いたことや改善方法について意見交換をしました。どの現場も、足場等の設備に不備がないか確実な点検を行うこと、安全帯を使用すること、墜落・転落災害を絶対この現場では発生させない、という強い決意が感じられました。

パトロールさせていただいた現場が無事故・無災害で竣工されるよう安全管理活動の継続をお願いしました。



広島分会パトロール風景

仕事が忙しく、年度末工事の追い込みに向けて現場が輻輳し、災害リスクも高まり、重大災害が全国的に多発する時期になります。工期が切迫する現場の安全管理は、忙しくても普段通りの基本に沿った災害防止対策の徹底をお願いいたします。

目次

平成30年度建設業年度末労働災害防止強調月間 ... 1	建設工事一斉監督実施結果 4
「安全帯の規格」を改正した新規格「墜落制止用具の規格」が告示されました 2	「労災かくし」の排除について2月4日に労働局より要請がありました! 6
労働者死傷病報告の様式が改正されました 3	労働災害発生状況 7
一括有期事業を開始する際の事務手続の一部が不要になります! 3	講習・行事コーナー (2019年4月～2019年6月) 8

**「安全帯の規格」を改正した新規格「墜落制止用器具の規格」が告示されました。
～2月1日から、作業中の墜落を制止するための器具の規制が強化されます～**

厚生労働省は、労働者の墜落を制止する器具（以下「墜落制止用器具」）の安全性の向上と適切な使用を図るため、「安全帯の規格」（平成14年厚生労働省告示第38号 以下「旧規格」）の全てを改正し、平成31年1月25日「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号。以下「新規格」）として告示しました。

新規格では、高さ6.75メートル以上の場所で使用する墜落制止用器具を「フルハーネス型のものでなければならない」と限定し、ISO（国際標準化機構）が運用する規格に合わせ、名称・使用制限・構造・部品強度、性能確認の試験方法等、主にメーカーサイドに対する規格の改正となっています。

墜落制止用器具は、着用者の体重及び装備品の合計の重量に耐えるものでなければならず、落下の衝撃を緩和するショックアブソーバは、自由落下距離に応じ、衝撃荷重やショックアブソーバの伸びの長さの基準により第1種、第2種に区別されることが示されています。

新規格は平成30年6月に公布された関係政省令の施行日に合わせ、平成31年2月1日に施行されます。このため施行日以降に製造・使用される墜落制止用器具は、原則として新規格に適合する必要があります。（ただし、経過措置により、2019年8月1日までは、旧規格に基づく安全帯の製造が可能であり、2022年（平成34年）1月1日まで、旧規格に基づく安全帯の販売と使用が可能です。）

【「墜落制止用器具の規格」概要】

定義：フルハーネス、胴ベルト等の用語を定義します。

使用制限：(1)6.75メートルを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具はフルハーネス型⁽³⁾のものでなければならないこと、(2)墜落制止用器具は、着用者の体重とその装備品の質量の合計に耐えるものであること、(3)ランヤードは、作業箇所の高さ・取付設備等の状況に応じ、適切なものでなければならないことを定めます。

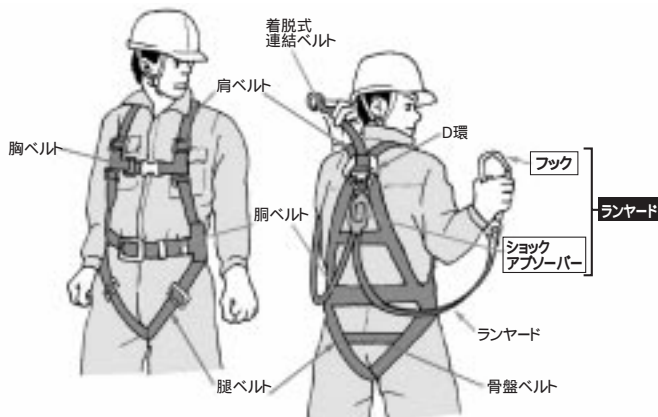
構造、部品の強度、材料、部品の形状、部品の接続：墜落制止用器具の構造、部品の強度、材料、部品の形状、部品の接続について、求められる要件とそれを確認するための試験方法等を定めます。

耐衝撃性等：墜落制止用器具とその部品に求められる耐衝撃性等を確認するための試験方法等を定めます。

表示：墜落制止用器具とその部品に求められる表示の内容を定めます。

特殊な構造の墜落制止用器具等：特殊な構造の墜落制止用器具または国際規格等に基づき製造された墜落制止用器具に対する本規格の規定の適用除外について定めます。

3 フルハーネス型墜落制止用器具



詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働者死傷病報告の様式が改正されました

(労働安全衛生規則様式第23号)

施行日：平成31年1月8日

労働者が外国人の場合には、
「国籍・地域」と「在留資格」の記入が必要です。

在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。

「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

労働者死傷病報告

国籍・地域

在留カード

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

在留資格

在留カード

見本

上陸許可証印

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「上陸許可証印」に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

平成31年4月1日以降は、
**一括有期事業を開始する際の
事務手続きの一部が不要になります!**

行政手続きの簡素化により事業主の事務負担を軽減するための取組として下記の2つの事項の廃止が行われるものです。「一括有期事業開始届」については、年度更新の際に提出する「一括有期事業報告書」と内容が重複することから、廃止されます。また、全国で行っている小規模建設工事の手續きが一本化されるよう、地域要件が廃止されました。

1 一括有期事業開始届の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、
「一括有期事業開始届」を提出する必要はありません。

一括有期事業を行う事業主は、それぞれの事業を開始したとき、翌月10日までに一括有期事業開始届を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。しかし、平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、この一括有期事業開始届が廃止されるため、提出する必要がなくなります。

2 一括有期事業の地域要件の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、
遠隔地で行われるものも含めて一括されます。

一括される有期事業については、地域要件が定められています。このため、定められた地域の範囲外で行われる事業は一括されず、個別に有期事業として成立させる必要があります。平成31年4月1日以降に開始する有期事業については、この地域要件が廃止されることにより、遠隔地で行われるものも含めて一括されることとなります。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署、厚生労働省ホームページ等をご照会ください。

建設工事一斉監督実施結果

(実施期間：平成30年12月3日から平成31年1月31日)

広島労働局 監督課

工事別 対象現場数等	災害復旧工事						左記以外						合計							
	土木工事		建築工事		その他 (設備工事等)		土木工事		建築工事		その他 (設備工事等)									
監督実施現場数	11		0		0		42		118		12		183							
何らかの違反が認められた現場数	4 (36.4%)		0		0		14 (33.3%)		69 (58.5%)		3 (25.0%)		90 (49.2%)							
違反事業場数	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計		
	4	5	9	0	0	0	0	0	0	14	15	29	69	108	177	3	4	7	90	132
(違反率)	36.4%						33.3%		58.5%		25.0%		49.2%							

主な事項別の違反状況(違反事業場数)

工事別 違反内容	災害復旧工事						左記以外						合計								
	土木工事		建築工事		その他 (設備工事等)		土木工事		建築工事		その他 (設備工事等)										
元請・注文者の責務、統括管理等	3		3	0		0	0		0	13		13	62		62	2		2	80		80
足場・通路・作業床等(墜落防止措置)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	8	33	62	95	0	1	1	36	68	104
車両系建設機械	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	6	6	1	2	3	2	15	17
クレーン等	1	4	5	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	7	9	0	1	1	3	14	17
作業主任者	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	11	0	0	0	1	11	12
就業制限	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2
特別教育、雇入時教育等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感電防止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	1	4
粉じん、有機溶剤等労働衛生関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	5	0	0	0	1	4	5
その他(安衛法)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	7	26	33	0	0	0	9	26	35

平成30年度 建設工事一斉監督実施結果

(実施期間:平成30年12月3日~31年1月31日)

広島労働局

違反状況等(条文)		違反件数
元方事業者・注文者の措置義務違反		133
安衛法29条 1項	元方事業者の講ずべき措置等	66
安衛則635条 1項	協議組織の設置及び運営	7
安衛則637条 1項	作業場所の巡視	1
安衛則638条の3	計画の作成	2
安衛則638条の4	関係請負人の講ずべき措置についての指導	1
安衛則646条	型わく支保工についての措置	1
安衛則653条 1項	物品構卸口等についての措置	18
安衛則653条 2項	物品構卸口等についての措置	1
安衛則654条	架設通路についての措置	5
安衛則655条 1項	足場についての措置	12
安衛則655条 1項	足場の作業床	9
安衛則655条 1項	丸太・鋼管足場の壁つなぎ	4
安衛則655条 2項	足場についての措置	1
安衛則655条の2 1項	作業構台についての措置	1
安衛則664条 1項	報告	4
作業主任者違反		15
有機則19条の2	有機溶剤作業主任者の職務	1
安衛則18条	作業主任者の氏名等の周知	9
安衛則247条	型枠支保工の組立て等作業主任者の職務	1
安衛則517条の5	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務	1
安衛則566条	足場の組立て等作業主任者の職務	3
クレーン等による災害防止対策違反		16
安衛令20条 6号	就業制限(クレーン運転)	1
クレーン則66条の2 1項	作業の方法等の決定等	10
クレーン則66条の3	外れ止め装置の使用(移動式クレーン)	1
クレーン則74条	立入禁止(移動式クレーン)	3
クレーン則220条 1項	作業開始前の点検	1
建設機械等による災害防止対策違反		22
安衛則86条 1項	計画の届出等	2
安衛則155条 1項	作業計画(車両系建設機械)	8
安衛則157条 2項	転落等の防止(車両系建設機械)	1
安衛則158条 1項	接触の防止(車両系建設機械)	3
安衛則160条 1項	運転位置から離れる場合の措置	2
安衛則164条 1項	主たる用途以外の使用の制限	3
安衛則187条	立入禁止(くい打機等)	1
安衛則194条の9 1項	作業計画(高所作業車)	1
安衛令20条 12号	就業制限(建設機械運転)	1
墜落・飛来筋道等、足場等関係違反		102
安衛令13条 3項10号	構造規格(パイプサポート等)	1
安衛則88条 1項	計画の届出等	1
安衛則517条の2 1項	作業計画(鉄骨の組立て等作業)	1
安衛則518条 1項	作業床の設置等	3
安衛則519条 1項	囲い等の設置	17
安衛則519条 2項	囲い等の設置が困難なときの措置	5
安衛則526条 1項	昇降するための設備の設置等	3
安衛則526条 2項	昇降するための設備の設置等	1
安衛則527条	移動はしご	4
安衛則528条	脚立	1
安衛則539条の2	ライフラインの設置	1
安衛則540条 1項	通路	17
安衛則542条	屋内に設ける通路	1
安衛則544条	作業場の床面	1
安衛則552条 1項	架設通路	5
安衛則556条 1項	はしご道	1
安衛則562条 1項	最大積載荷重(足場)	2
安衛則563条 1項	作業床(足場)	26
安衛則563条 3項	作業床(足場)	1
安衛則563条 5項	作業床(足場)	1
安衛則564条 1項	足場の組立て等の作業	2
安衛則567条 1項	点検(足場)	2
安衛則570条 1項	鋼管足場	3
安衛則575条の4 2項	最大積載荷重(作業構台)	1
安衛則575条の6 1項	作業構台についての措置	1
機械等による危険防止対策違反		19
安衛則27条	規格に適合した機械等の使用	1
安衛則28条	安全装置等の有効保持	2
安衛則85条	計画の届出をすべき機械等	2
安衛則101条 1項	原動機、回転軸等による危険	1
安衛則117条	研削といしの覆い	1
安衛則151条の22 1項	フォークリフトの月次定期自主検査	1
安衛則237条	材料(型わく支保工)	1
安衛則240条 1項	組立図(型わく支保工)	6
安衛則242条	型枠支保工についての措置等	1
安衛則245条	型わく支保工の組立て等の作	3
爆発・火災等、電気による危険防止対策等違反		7
安衛則263条	ガス等の容器の取扱い	2
安衛則330条 1項	手持型電灯等のガード	3
安衛則331条	溶接棒等のホルダー	1
安衛則336条	配線等の絶縁被覆	1
その他の安全衛生関係違反		7
有機則24条 1項	掲示	1
粉じん則27条 1項	呼吸用保護具の使用	3
安衛則44条 1項	定期健康診断	1
安衛則51条の2 1項	健康診断の結果についての医師等の意見聴取	1
安衛則98条の2 2項	法令等の周知の方法	1
労働基準法違反		4
労基法32条 1項	労働時間	1
労基法32条 2項	労働時間	1
労基法89条 1項	作成及び届出の義務	1
労基法37条 1項	休日の割増	1

「労災かくし」の排除について2月4日に労働局より要請がありました！

労働安全衛生法では、労働者が労働災害等により休業や死亡された場合は、労災補償手続きとともに休業4日以上及び死亡災害は遅滞なく、休業1日～3日については3か月毎（1～3月発生は翌4月10日、4～6月は7月10日、7～9月は10月10日、10～12月は1月10日までに）所轄労働基準監督署長宛て「労働者死傷病報告書」の提出を行わなければならないことになっています。

しかしながら、労働災害の発生を元方や工事発注者に報告した場合のデメリット及び労災保険料のメリット制度による保険料の増額などを回避するため、労災保険を使用せず、健康保健請求する被災者に治療費の実費補償を行うにとどめる等の対応をとる反面、監督署への労災事故発生を報告を行わない、又、自社倉庫で発生した等と虚偽の報告をするケース等が少なからずあります。

これがいわゆる労災かくしといわれるもので、今後のことを心配した労働者、家族、同僚等が相談に訪れ、或いは電話、匿名の手紙を出すなどの情報が届き、労災かくしが発覚することになります。

被災者や被災者の家族にとって、十分な治療や障害が残っても労災補償保険のような補償が受けられなくなること、医療保健制度としても労災保険は健康保険より手厚い単価、になっており、医療機関も損失をこうむり、誤って利用された健保側も不要な支出をさせられることとなります。なにより、こういった災害報告をまじめにしている多くの事業場にとって、不公平な取扱いになり、行政機関も災害の実態を踏まえた行政指導を行えなくなります。

平成31年2月4日の要請文によれば、労災かくしは跡を絶たず、特に近年増加傾向にあり、広島労働局管内の労災かくし事案は過去5年間で27件で1年当たり5.4件となり、全国平均の1年当たり2.1件を大きく上回り、このうち建設業が10件37%を占めています。

労災かくしは被災労働者の事業場の労働災害再発防止対策が講じられないばかりか、労働災害の発生状況が正確に把握できなくなることにより、行政として再発防止の水平展開もままならなくなる等から、いったん事案が発覚した場合、即時送検処分の厳しい姿勢で臨まれています。くわしくは当支部ホームページをご覧ください。

建設業における労災かくしによる送検事案一覧表（平成26年～30年9月末） 広島労働局

番号	業種	送致時期	あらすじ
1	その他の建設業	平成26年	塗装工事等の建設工事を行う会社の労働者が被災した休業4日以上労働災害について、実際には、他社（元方）の下請けとして作業を行った工事現場で発生していたが、同社が元請として工事を行っていた現場で発生した旨の虚偽の報告を労働基準監督署長に行い、会社と代表取締役及び取締役が送検されたもの。
2	その他の土木工事業	平成26年	下水道工事現場において、一次下請けである会社の労働者が同社社長の運転する油圧ショベルに右足を躓かれ、骨折などの負傷により4日以上休業したが、社長は元請の労災保険ではなく自社の労災保険を使用するため、自社の仮設資材置き場で労働災害が発生したとする虚偽の労働者死傷病報告を提出したとして、会社と代表取締役が送検されたもの。
3	その他の土木工事業	平成26年	土木工事業を営む会社の労働者が、林道工事現場において、運転していた不整地運搬車の運転席天井で頭部を強打し、骨折などの負傷により4日以上休業する労働災害が発生した。しかし、会社の取締役は、労働者が自社の資材置き場において、ドラグ・ショベルの運転席天井で頭部を強打したと虚偽の報告を行ったとして、会社と取締役が送検されたもの。
4	その他の建築工事業	平成27年	水道工事現場において、一次下請けの労働者がドラグ・ショベルのバケットの爪で左足指を負傷し4日以上休業する労働災害が発生した。同社の代表取締役と取締役部長は、共謀の上、同社の倉庫で重機をダンプに積み込む際、重機のバケットが労働者の足に接触したとの虚偽の報告書を監督署に提出したとして、会社と代表取締役及び取締役部長が送検されたもの。
5	その他の建築工事業	平成27年	建物改築工事現場において、三次下請けである会社の労働者が、二次下請けの会社の労働者が投じた針金により左眼を負傷し、4日以上休業する労働災害が発生した。三次下請け会社の実質的な代表者である会長と、二次下請け会社の代表取締役は、共謀の上、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかったとして、三次下請会社及び会長、並びに二次下請会社の代表取締役が送検されたもの。
6	木造家屋建築工事業	平成27年	木造家屋新築工事現場において、労働者が2階のひさしから転落し、右手を負傷する休業4日以上労働災害が発生した。会社の代表取締役は、上記災害に関し、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に提出すべきところ、これを怠ったとして、会社と代表取締役が送検されたもの。
7	鉄道軌道建設工事業	平成28年	JRの軌道で、労働者がトロッキに乗り走行中、体勢を崩してトロッキの車輪に左足が接触し、左足を負傷する休業4日以上労働災害が発生した。会社の代表取締役は、上記災害に関し、遅滞なく労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に提出すべきところ、これを怠ったとして、会社と代表取締役が送検されたもの。
8	道路建設工事業	平成29年	道路舗装工事現場で、二次下請の労働者がアスファルトフィニッシャーと既設道路の段差に右足を挟まれ、休業60日を要する災害が発生した。二次下請会社は、上記災害に係る労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかったのに、同社の代表取締役は、元請の取締役、1次下請の元営業所長と共謀の上、別の工事現場で負傷したとした虚偽の内容の労働者死傷病報告を提出したとして、二次下請会社と同社の代表取締役、元請の取締役、1次下請の元営業所長が送検されたもの。
9	土木工事業	平成29年	下請けの労働者が工事現場で余った資材をトラックで資材倉庫に運搬する途中、車両単独事故で休業9日間を要する災害が発生した。下請けは、遅滞なく上記災害に係る労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかったのに、これを怠ったとして土木工事業個人事業主が送検されたもの。
10	土木工事業	平成30年	工事現場で、労働者が型枠組立作業中に型枠から墜落し、休業1か月を要する災害が発生した。同社は、上記災害に係る労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかったのに、発生状況及び発生場所を偽った虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出したため、同社並びに同社の代表取締役及び元取締役が送検されたもの。

平成29年・30年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成31年1月末)

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接	有害物質との接	破裂	火災	交通事故(道路)	動作の反動・無理な動作	その他	合計
平成29年	(3) 113	37	17	24	9	(1) 10	26	25	1	0	(2) 6	0	1	1	(2) 11	21	1	(8) 303
平成30年	(4) 121	47	17	30	(1) 4	(1) 23	44	28	2	(1) 1	2	2	0	0	10	23	2	(7) 356

()内は、死亡で内数

平成29年・30年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成31年1月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成29年			平成30年			増減数	平成29年			平成30年			対前年増減数	対前年増減数(%)	建設業/全産業(%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	7	921	928	9	915	924	-4	2	92	94	2	88	90	-4	-4.3	9.7
呉	4	278	282	0	313	313	31	0	30	30	0	25	25	-5	-16.7	8.0
福山	9	615	624	5	655	660	36	4	58	62	1	85	86	24	38.7	13.0
三原	4	181	185	6	169	175	-10	1	32	33	1	23	24	-9	-27.3	13.7
尾道	2	191	193	3	181	184	-9	0	15	15	0	27	27	12	80.0	14.7
三次	2	171	173	2	171	173	0	1	17	18	2	20	22	4	22.2	12.7
三島	2	325	327	1	338	339	12	0	39	39	1	45	46	7	17.9	13.6
廿日市	1	249	250	0	242	242	-8	0	12	12	0	36	36	24	200.0	14.9
合計	31	2,931	2,962	26	2,984	3,010	48	8	295	303	7	349	356	53	17.5	11.8

平成30年・31年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成31年1月末)

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	交通事故(道路)	動作の反動・無理な動作	その他	合計
平成30年	5	2	0	0	1	0	3	0	0	0	1	0	12
平成31年	5	2	2	0	0	0	1	2	1	1	0	0	14

()内は、死亡で内数

平成30年・31年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成31年1月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成30年			平成31年			増減数	平成30年			平成31年			対前年増減数	対前年増減数(%)	建設業/全産業(%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	0	15	15	0	32	32	17	0	4	4	0	6	6	2	50.0	18.8
呉	0	9	9	0	7	7	-2	0	0	0	0	3	3	3	-	42.9
福山	0	23	23	1	24	25	2	0	2	2	0	2	2	0	0	8.0
三原	0	8	8	0	5	5	-3	0	2	2	0	0	0	-2	-100.0	0
尾道	0	4	4	0	10	10	6	0	0	0	0	2	2	2	-	20.0
三次	0	7	7	0	6	6	-1	0	3	3	0	0	0	-3	-100.0	0
三島	0	12	12	0	7	7	-5	0	1	1	0	1	1	0	0	14.3
廿日市	0	4	4	0	1	1	-3	0	0	0	0	0	0	0	-	0
合計	0	82	82	1	92	93	11	0	12	12	0	14	14	2	16.7	15.1

平成31年建設業死亡災害発生状況

(平成31年2月末現在)

No.	発生日	職 種	職 種	性別	年齢	経験	事故の型	起因物	災 害 発 生 状 況
1	2月	河川土木 工事業	鉄筋工	男	70代	5年	激突され	掘削用 機械	豪雨災害復旧工事現場で掘削機械のバケットのフックにワイヤーロープをかけて護岸用として設置するコンクリートブロックを吊り上げて据え付け作業中、掘削機械の運転手が作業状況を確認するため立ち上がり座った際、着衣に施用のレバーが引っ掛かり、このためアームが施回し、その横で配筋作業中の被災者に吊り上げていたコンクリートブロックが接触し、被災したものの。

2019年度講習計画

(2019年4月～6月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の
ための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者技能講習日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	受付分会	型枠支保工	実施場所	受付分会
4月16～17日	広島市	支部	4月16～18日	三次市	三次	5月14～15日	三次市	三次
5月13～14日	福山市	福山	5月27～29日	呉市	呉	6月10～11日	福山市	福山
			6月24～26日	広島市	支部			
建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	受付分会				酸欠・硫化水素危険	実施場所	受付分会
6月11～12日	広島市	支部				6月14・15日・17日	広島市	支部

特別教育日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	フルハーネス型安全帯使用作業	実施場所	受付分会	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会
4月23日	広島市	支部	4月25日	福山市	福山	4月22日	広島市	広島
5月21日	福山市	福山	5月15日	呉市	呉			
31日	呉市	呉	24日	尾道市	尾道	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会
6月4日	広島市	支部	28日	広島市	支部	5月27日	福山市	福山
13日	尾道市	尾道	6月10日	三次市	三次	6月27日	広島市	広島
巻上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会	ロープ高所作業(学科のみ)	実施場所	受付分会			
4月22日	福山市	福山	4月11日	広島市	支部			
25日	広島市	広島						
6月27日	呉市	呉						

特別教育に準じた教育日程

振動工具取扱作業従事者	実施場所	受付分会	刈払機取扱い作業	実施場所	受付分会
6月26日	福山市	福山	6月4日	福山市	福山

統括・職長等各種教育日程

現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	斜面点検者教育	実施場所	受付分会
5月9日	福山市	福山	5月9～10日	尾道市	尾道	5月8日	広島市	支部
6月4日	呉市	呉	16～17日	福山市	福山	足場能力向上教育	実施場所	受付分会
			23～24日	広島市	広島	足場点検点検実務者	実施場所	受付分会
熱中症予防指導員・管理者	実施場所	受付分会	6月13～14日	呉市	呉	6月28日	広島市	支部
5月16日	広島市	支部	18～19日	三次市	三次	木建解体作業指揮者教育	実施場所	受付分会
6月7日	福山市	福山	26～27日	三原市	三原	4月19日	尾道市	尾道
19日	広島市	支部						
職長・安全衛生責任者教育 能力向上教育	実施場所	受付分会						
6月20日	尾道市	尾道						

* 詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部 (082) 228 - 8250

広島県支部各分会

広島分会 (082) 228 - 8252

三原分会 (0848) 63 - 9920

三次分会 (0824) 62 - 4391

呉分会 (0823) 22 - 6886

尾道分会 (0848) 22 - 8918

廿日市分会 (0829) 31 - 0196

福山分会 (084) 924 - 4320

ホームページアドレス

建災防広島県支部
建災防広島県支部広島分会
建災防広島県支部福山分会
建災防広島県支部三次分会

<http://www.jcosh-hiroshima.jp/>
<http://www.jcosh-hiroshima.jp/hirosimabunkai/>
<http://fukubun.sakura.ne.jp/>
<http://ww7.enjoy.ne.jp/~kfm62/>